

## 第4章 人権施策の推進体制

### 1 県の推進体制

人権施策の推進にあたっては、「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」に基づく「人権尊重の社会づくり相談ネットワーク」をはじめとする各種の相談窓口を通じた障がい者や高齢者などの様々な人権に関する相談に対応していきます。また、子どものいじめに対しては、「いじめ問題検証委員会」による調査を行うほか、障がい者差別、高齢者虐待、DVなどの事案に対しても、それぞれの関係機関等が連携して支援や再発防止に努めます。

県内に暮らすすべての者の意見を反映させるため、「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」に基づき設置した「鳥取県人権尊重の社会づくり協議会」等の意見を踏まえることとしています。

庁内においては、副知事を会長とし、各部署局長で構成する「人権尊重の社会づくり委員会」を設置し、関係部局の横断的な連携のもとに、県行政の各施策を人権の視点から総合的に推進していきます。「お互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることができる差別と偏見のない社会の実現」を目指して、この目標の達成度を測るための指標を設け、毎年人権尊重の視点に立った行政が実施されているか、人権に関する施策の取りまとめを行いチェックするとともに、「人権尊重の社会づくり協議会」において報告します。また、鳥取県人権意識調査やひとり親家庭等実態調査、職場環境等実態調査などの調査を行い、少数意見にも十分に配慮し、住民本位の施策に反映していきます。

### 2 鳥取県人権文化センター等との連携・協働

(公社)鳥取県人権文化センター(平成9(1997)年11月設立)では、地域における人権啓発等の取組を支援する中核機関として、様々な啓発手法やアプローチを研究し、その成果を提供しています。

人権啓発活動の拠点である「鳥取県立人権ひろば21(ふらっと)」(平成14(2002)年4月設置)では、全ての県民の方が、生涯を通じて人権について学習し、人権尊重の理念に対する理解を深めるための機会を提供し、また人権意識の向上のための取組を支援しています。

これらの施設が市町村、関係機関、NPO等民間団体、企業等との連携を図りながら、県民の人権意識の高揚を図る拠点として、人権に係る啓発教材の開発、作成や啓発事業、指導者や指導者講師の養成、講師派遣事業等の取組が充実するよう、県としても支援を行い、積極的に連携・協働していきます。

### 3 国、市町村、関係団体、NPO等民間団体、企業等との連携・協働

人権施策の推進にあたっては、国、県、市町村がそれぞれの立場から様々な取組を行っており、人権尊重の社会づくりを推進するためには、相互の連携のもと、協力体制を継続・強化していくことが必要です。

さらに、行政だけではなく、関係団体、NPO等民間団体、企業等あらゆる地域活動の構成員による自発的・主体的な活動が必要であり、県はこれらの活動との連携・協力を積極的に図っていくことが必要です。

全ての人の人権が尊重され、安心して生活できる社会づくりのためには、県民がその担い手であることを自覚し、人権意識の高揚に努めることが重要です。

よって県民一人ひとりが生涯を通じて人権について学び、学んだことが活かせるようにするために、学校、家庭、地域社会、職場などにおいて、人権教育・啓発活動の機会を設けていくとともに、県民の自発的な取組を支援していきます。

## 基本理念

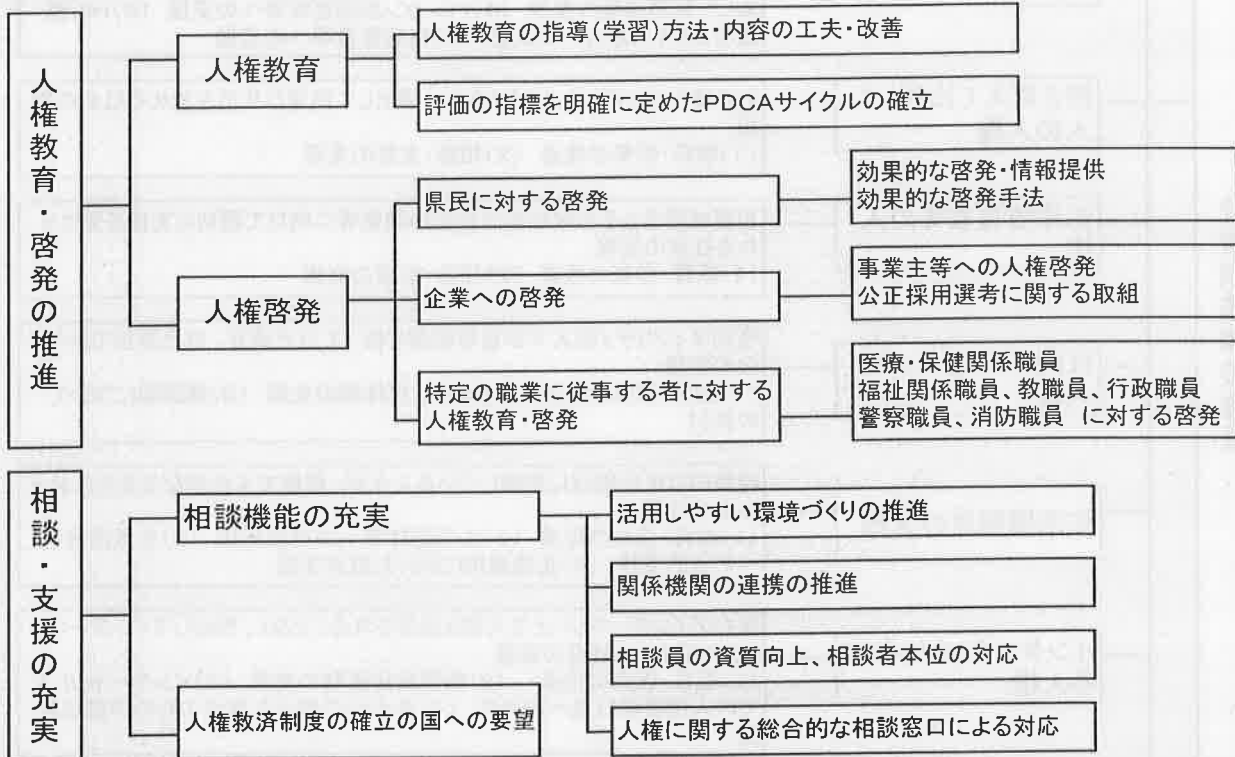
お互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることができる差別と偏見のない社会

一人ひとりが自己決定権に基づいて個性と能力を発揮（自己実現）する公平な機会が保障された社会の構築

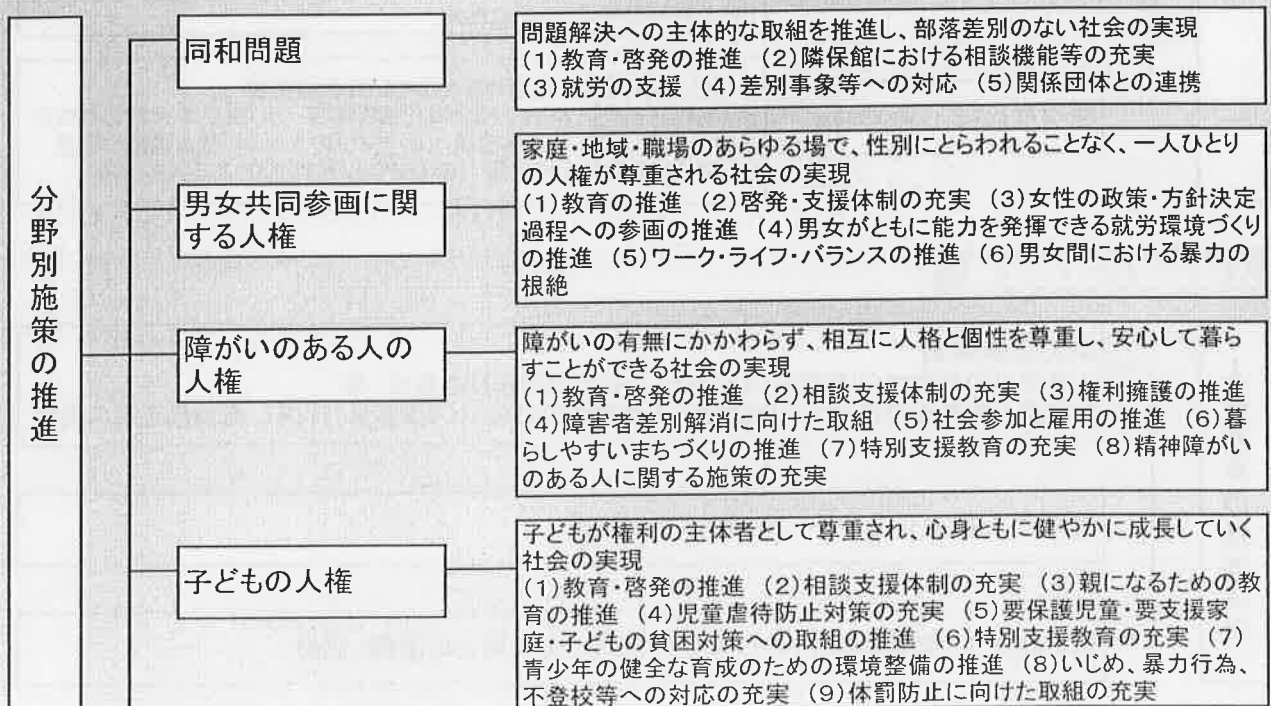
人権侵害、差別をもたらす社会的要因の解消と一人ひとりの人権意識の高揚

すべての人の尊厳と社会参加が保障され、等しく社会の一員として尊重される社会の実現

## 人権施策の推進方針



## 分野別施策の推進



分野別施策の推進

|               |  |
|---------------|--|
| 高齢者の人権        | 高齢者が敬愛されつつ生きがいを持ち、安心して日常生活を営める社会の実現<br>(1)教育・啓発の推進 (2)相談支援体制の充実 (3)社会参加・健康づくりの推進 (4)福祉サービスの質の向上 (5)暮らしやすいまちづくりの推進 (6)認知症関連施策の充実 (7)高齢者虐待防止対策等の充実 |
| 外国人の人権        | 国籍等の異なる人々が、相互理解を深め、同じ地域の一員として共に安心・快適に暮らしていける社会の実現<br>(1)暮らしやすいまちづくりの推進 (2)生活情報の提供の充実 (3)相談支援体制の充実 (4)教育・啓発の推進 (5)外国人児童生徒に対する教育の充実 (6)外国人の社会参画の推進 |
| 病気にかかわる人の人権   | 病気から生じる様々な人権問題が解消され、また患者本位の医療体制の構築された社会の実現<br>(1)教育・啓発の推進 (2)相談支援体制の充実 (3)プライバシーに配慮した医療環境の整備 (4)ハンセン病回復者等への支援 (5)HIV感染者、エイズ患者への支援 (6)難病患者等への支援   |
| 刑を終えて出所した人の人権 | 刑を終えて出所した人が社会の一員として円滑な生活を営める社会の実現<br>(1)教育・啓発の推進 (2)相談・支援の充実   |
| 犯罪被害者等の人権     | 犯罪被害者とその家族等が被害の回復等に向けて適切な支援を受けられる社会の実現<br>(1)教育・啓発の推進 (2)相談・支援の充実  |
| 性的マイノリティの人権   | 性的マイノリティの人々が自尊感情を持って自己決定、自己選択できる社会の実現<br>(1)教育・啓発の推進 (2)相談支援体制の充実 (3)諸課題についての検討  |
| 生活困難者の人権      | 経済的な生活困難に直面している人々が、健康で文化的な生活を営める社会の実現<br>(1)教育・啓発の推進 (2)生活困難者への自立支援 (3)生活困難者への就労支援 (4)正規雇用に向けた就労支援   |
| インターネットにおける人権 | 誰もがインターネット上で人権を侵害されることなく、安心してインターネットを利用できる社会の実現<br>(1)教育・啓発の推進 (2)相談支援体制の充実 (3)インターネット上での人権侵害行為への対応 (4)青少年の健全な育成のための環境整備                         |
| ユニバーサルデザインの推進 | すべての人が等しく社会の一員として尊重されるユニバーサル社会の実現<br>(1)教育・啓発の推進 (2)カラーUDの推進 (3)関係機関等との連携 (4)公共施設等のUD化の推進  |
| 様々な人権         | 多様性を認め合い、差別や偏見のない社会の実現<br>(1)北朝鮮当局によって拉致された被害者等 (2)東日本大震災等の災害の被災者に関する人権問題 (3)アイヌの人々(4)個人情報の保護 (5)職場における人権問題 (6)ひきこもりの状態にある人の人権                   |

人権施策の推進体制

|           |  |
|-----------|--|
| 人権施策の推進体制 | 県の推進体制<br>人権尊重の社会づくり相談ネットワーク、いじめ問題検証委員会 等<br>鳥取県人権尊重の社会づくり協議会、人権尊重の社会づくり委員会(庁内)、意識調査等の実施 |
|           | 鳥取県人権文化センター等との連携・協働  |
|           | 国、市町村、関係団体、NPO等民間団体、企業等との連携・協働   |